

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9288)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	建築計画の事前公開に関する指導
関連する 他局の名称	なし
概要	<p>建築物を建てる場合は、その建築計画が建築基準法をはじめとする法令に適合していても、日照、電波障害、工事中の騒音・振動など周辺環境にさまざまな影響を与えることがあります。そのため、建築物を建てるにあたって、近隣の住民の方々に、建築計画等の概要について説明をおこなうことは、非常に重要なことです。</p> <p>この制度は、20メートルを超える建築計画について、建築確認申請に先立って、建築計画の概要を示した標識の設置や一定の範囲内の近隣住民に説明をおこなうことを、建築主に指導する制度です。</p>
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築計画の事前公開に関する指導要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000011/11986/youkouh30.pdf) ・ 建築計画の事前公開に関する指導要綱施行細目 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000011/11986/saimokuR0303(HP).pdf)
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識の設置：計画地に建築の概要及び配置図・立面図等を所定の大きさに記載した標識を設置します。 ・ 標識設置届の提出：所定の様式により「標識設置届」を大阪市に提出します。 この届の提出日から30日経過後建築確認申請又は総合設計制度の許可申請の受付が可能となります。 ・ 計画の説明：計画地の敷地境界線から15メートルの範囲および建物の外壁からその高さの範囲（商業地域の場合はその二分の一）の近隣の方に建築計画についての説明を行います。 ・ 説明状況報告書の提出：説明が完了しましたら所定の様式により、「説明状況報告書」を大阪市に提出します。 この報告書の提出日から7日経過後建築確認申請又は総合設計制度の許可申請書の受付が可能となります。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000011986.html
備考	